

会計年度任用職員（子育て訪問支援員）募集要項

1 職 種	会計年度任用職員（子育て訪問支援員）
2 募集人数	1人
3 勤務内容	○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みの傾聴と家事・子育て等の支援業務 ○その他、所属長が必要と認める業務
4 勤務場所	富谷市役所
5 任用期間	勤務日から令和7年3月31日まで
6 勤務日・時間	勤務日及び勤務時間は所属長が別に定める 勤務の例：月1～8回、1日4時間程度の勤務。月～金曜日の8：30～17：30の間。 祝日、年末年始（12月29日から翌1月3日）は除く。
7 報 酬	時間給1,122円（地域手当込み）
8 資 格 等	<p>（1）保育または子育てをした経験があり、なおホームヘルパー等他の世帯の育児家事等の援助経験を有する方。</p> <p>（2）心身ともに健康で、育児及び家事に関する援助を適切に実行する能力を有する方。</p> <p>（3）普通自動車免許（AT限定可）を有し、パソコンの基本操作（ワード、エクセル等）ができる方。</p> <p>（4）欠格条項（次のいずれかに該当する方は応募できません。）</p> <p>《地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条》</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。</p> <p>イ 富谷市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。</p> <p>《その他》</p> <p>ア 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者。</p>
9 応募方法	<p>下記の書類を子育て支援課あて郵送または持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（市販のものでも構いません） ・職務経歴書（任意の様式で構いません） <p>※応募書類は返却いたしません。</p>
10 募集期間	<p>随時</p> <p>※応募者が集まり次第、募集を締め切ることがあります。</p>
11 選考方法	<p>面接及び書類選考による。</p> <p>面接の日程等については、申込者あて別途ご連絡いたします。</p>
12 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇があります。 ・通勤手当は片道2Km以上の方について、移動距離に応じて日額100円～1,200円の範囲で支給します。

○問い合わせ先

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地
富谷市役所子育て支援課家庭児童相談担当
電話（022）358-0516